

## 東京労働委員会が不当労働行為を認定 基本協約を直ちに締結せよ！

本日、東京都労働委員会は、2007年6月11日に申し立てていた「不当労働行為申し立て」に対して、私たちの救済内容をほぼ受け入れ、会社の不当労働行為を認定し勝利命令を下しました。

会社は、「運輸システムの社員運用を妥結していない」、また「主任レポートを拒否している」ことを理由に2005年4月以降、JR東海労との基本協約の締結を拒否していました。そのため不当労働行為の救済を申し立てていました。

命令書では、「主任レポートに反対する組合の運動を封じ込め」「支配介入に当たると判断」し、会社の不当労働行為を認定しました。しかし謝罪文の掲示については「主文もって足りる」として認めませんでした。

会社は、東京都労働委員会の命令を真摯に受け止め直ちに基本協約を締結し、この間の不当労働行為に対して謝罪をすべきです。

### 主 文

被申立人東海旅客鉄道株式会社は、被申立人会社内の各労働組合と締結した運輸システムの社員運用の変更等及び新人事・賃金制度に係る現行の基本協約の内容を速やかに申立人ジェイアール東海労働組合に提示しなければならず、申立人組合がこれに同意し、妥結する旨を被申立人会社に文書で通知したときは、基本協約の締結を拒否してはならない。

「支配介入に当たる」の判断を真摯に受け止め  
会社は不当労働行為を謝罪しろ！